

### 所得税法

#### 従業員報酬として従属会社の社員へ発行または支給する株式やその他の資本性金融商品は、従属会社は費用として認識可能

財政部は2018年12月28日付台財税字第10701031420号通達を公布し、従属会社の社員へ支給する従業員報酬について、従属会社が会計基準に基づき認識した費用は、税務申告時に給与支出として計上できることとしました。その適用の要件は下記のとおりです。

1. 会社が(1)会社法、(2)証券取引法、または(3)金融持株会社法に基づき従属会社の社員へ支給する従業員報酬。
2. 従業員報酬が(1)株式に基づく報酬、(2)従業員ストックオプション、(3)現金増資による従業員の株式引受、(4)自己株式の従業員への譲渡、(5)譲渡制限付株式報酬である場合。
3. 従属会社の社員が事情により実際に株式を取得しなかった場合(例えば、従業員の権利放棄、期限到来、条件を満たさない等)は、すでに認識した費用については、税務申告時に収入として計上しなければならない。

PwC 台湾の見解：

上記の通達は、まだ審査を受けていない未確定案件も適用しますので、会社が過年度の税務申告時にすでに当該費用を不算入とした場合、まだ確定前であれば、更生申請を行うことができます。

#### 従業員給付としての株式に基づく報酬が産業創新条例に定める条件に適合する場合、1月未までに課税繰延申請に必要な関連書類を中央目的事業管轄官庁に届け出るほか、管轄税務署にも知らせなければならない

1. 産業創新条例における従業員報酬の課税繰延規定が2016年1月1日より施行されましたが、同条例施行細則第3条の5第1項および第2項の規定によれば、会社は、従業員の株式取得日または処分可能となった日の翌年1月未までに中央目的事業管轄官庁に届け出て、管轄税務署にも知らせる必要があります。会社が、株式に基づく報酬、現金増資による従業員の株式引受、自己株式の従業員への譲渡、従業員ストックオプション、譲渡制限付株式報酬を支給し、下記に該当する場合は、2019年1月未までに届け出るよう留意が必要です。
  - a. 2018年度に支給した株式で、譲渡期間に制限がない場合。
  - b. 2016年から2017年までに支給した株式で、譲渡期間に制限があり、2018年度に制限期間が満了する場合。
2. 申請書のフォーマットについては、下記の経済部工業局ウェブサイトを参照するほか、各目的事業管轄官庁に問い合わせることができます。

<https://www.moeaidb.gov.tw/external/ctrl?PRO=application.rwdApplicationView&id=1474>

**「自由貿易港区設置管理条例」第 29 条、「国際空港園區發展条例」第 35 条改正案により、租税優遇措置の適用対象、業務形態および免税枠が改正ならびに移行措置が新設され、2019 年 1 月 16 日に總統令により公布された**

詳細は、台湾税務および投資法令アップデート 2018 年 12 月号をご参照ください。

<https://www.pwc.tw/zh/publications/taiwan-tax-news/tax-news-201812-1.html>

**行政院による台湾企業の台湾への回帰投資を支援するための「台湾企業の台湾への回帰投資に係るアクションプラン」について、財政部が課税原則の方向性を策定**

想定される方向性は下記のとおりです。

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>海外資金 ≠ 海外所得</li> </ul>                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>投資収益の認定</li> <li>財産取引損益の認定</li> <li>投資資金または貸借金の台湾への送金</li> </ol>                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>課税期間を過ぎた所得は不課税</li> </ul>                | 課税期間が最長7年を例とした場合、2010年を含む過年度の海外所得は課税しない  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の基本税額に課税枠が設けられる</li> </ul>             | <ol style="list-style-type: none"> <li>海外所得 ≥ NT\$100万</li> <li>基本所得額 &gt; NT\$670万</li> <li>基本税額 &gt; 一般所得税額</li> </ol> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>納付済み外国税額を控除可能</li> </ul>                 | 基本税額を納付しなければならない場合、納付した外国税額を控除可能   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自主的追加申告・納付は利息が加算されるが、罰則は免除される</li> </ul> | 税金徴収法第48条の1に基づく  |

**営業税法**

**外国電子商取引業者から電子役務を購入する営業人や機関・団体(即ち、B to B)は、法により営業税申告・納付が必要**

外国電子商取引業者による電子役務の販売に係る営業税申告・納付について、次のような2つの状況が想定されます。

- 台湾内の個人への販売(B to C) : 2017 年 5 月 1 日より外国電子商取引業者は台湾で税籍登記を行い営業税を納付することが義務付けられているほか、2019 年 1 月 1 日よりクラウド発票を発行しなければならない。
- 台湾内の営業人や機関・団体への販売(B to B) : 外国電子商取引業者はクラウド発票を発行する必要がなく、台湾内の営業人や機関・団体が営業税法第 36 条に基づき営業税を申告・納付し、所得税法第 88 条および第 92 条により源泉徴収を行い源泉徴収票を提出しなければならない。

PwC 台湾の見解：

(1)機関・団体、(2)営業税法第4章第1節により一般税額を納付する営業人ではない、もしくは(3)購入する電子役務が課税貨物または課税役務に使用されるものではない場合、外国電子商取引業者から購入する電子役務は、翌期の15日までに営業税を申告・納付しなければなりません。

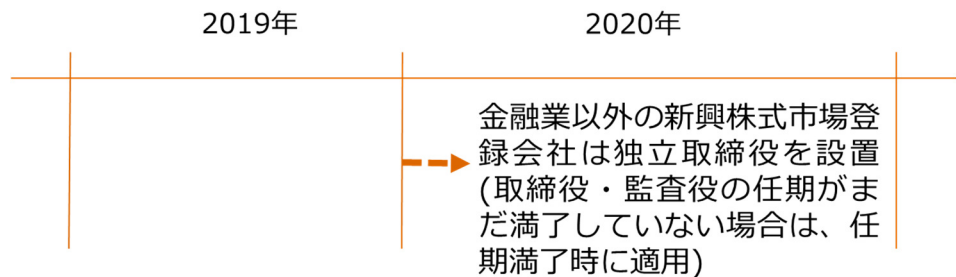
## 会社法・証券管理に関する法律

### 取締役・監査役・大株主・経理人に関する情報の初回申告は、2019年1月31日が期限

「会社法第22条の1に定める情報申告および管理規定」により、2018年10月31日以前に設立された会社は、2018年11月1日から2019年1月31日までの間に「会社責任者および主要株主の情報申告プラットフォーム」で初回の申告を完了させなければならないと定められています。

### 独立取締役の強制設置の適用範囲に係る規定

金融監督管理委員会は2018年12月19日に金管証発字第1070345233号通達により、「証券取引法」第14条の2に定める独立取締役の強制設置の適用範囲について明示し、金融業以外の新興株式市場登録会社は、2020年1月1日より独立取締役の設置を定款に記載しなければならないこととしました。取締役・監査役の任期が2020年にまだ満了していない場合は、任期が満了した時点から適用することとなります。



### 監査委員会の強制設置の適用範囲に係る規定

金融監督管理委員会が2018年12月19日に金管証発字第10703452331号通達により、「証券取引法」第14条の4に定める監査委員会の強制設置の適用範囲について明示しました。ポイントは下記のとおりです。

1. 払込資本金が NT\$20 億未満で金融業以外の上場(店頭公開)会社は、2020年1月1日より監査役代わりに監査委員会を設置しなければならない。取締役・監査役の任期が2020年にまだ満了していない場合は、任期が満了した時点から適用する。
2. 払込み資本金が NT\$20 億以上 NT\$100 億未満で金融業以外の上場(店頭公開)会社は、2019年末までに設置しなければならない。

**PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト**

| 氏名               | 役職            | 電話番号                     | E-mail アドレス                                      |
|------------------|---------------|--------------------------|--|
| <b>パートナー</b>     |               |                          |  |
| 奥田健士             | パートナー         | 886-2-2729-6115          | kenji.okuda@tw.pwc.com                           |
| <b>ディレクター</b>    |               |                          |  |
| 王妙五              | ディレクター        | 886-2-2729-6666ext23402  | miaw-wuu.wang@tw.pwc.com                         |
| <b>シニアマネージャー</b> |               |                          |  |
| 林淑琳              | シニア<br>マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23412 | shirley.lin@tw.pwc.com                           |
| 魏月珍              | シニア<br>マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23410 | yueh-tseng.wei@tw.pwc.com                        |
| <b>マネージャー</b>    |               |                          |  |
| 劉千瑜              | マネージャー        | 886-2-2729-6666 ext23431 | amily.liu@tw.pwc.com                             |
| 伊藤藍              | マネージャー        | 886-2-2729-6666 ext23475 | ai.ito@tw.pwc.com                                |
| 洪豪嬪              | マネージャー        | 886-2-2729-6666 ext23404 | kate.h.hong@tw.pwc.com                           |
| 趙宇愷              | マネージャー        | 886-2-2729-6666 ext23425 | yu-kai.chao@tw.pwc.com                           |
| 許大修              | マネージャー        | 886-2-2729-6666 ext23411 | dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com                          |
| 白井邦和             | マネージャー        | 886-2-2729-6666 ext23444 | kunikazu.shirai@tw.pwc.com                       |
| 松室成仁             | マネージャー        | 886-2-2729-6666 ext23448 | naruhito.matsumuro@tw.pwc.com                    |
|                  |               |                          | <a href="http://www.pwc.tw/ja">www.pwc.tw/ja</a> |

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details.